



糸魚川市駅北まちづくり推進事業補助金

駅北まちづくりの活動を支援します！

市では、令和2年10月に駅北まちづくり戦略を策定し、人と人、人とまちがつながり、そのつながりを育むことで、市民の暮らしが豊かになる姿を「まちなか大家族～つながり、育む、豊かな暮らし」として、活動を進めています。

令和3年度からは、戦略を推進する駅北デザインミーティング、実践者の学びと研究の場として「駅北ラボ」を設けています。さらに、その活動の初動等を後押しするため、補助制度を拡充しました。

駅北大火の記憶を語り継ぎ、駅北まちづくりの推進につながる活動等を引き続き支援していきます。

●補助概要

- 対象事業 駅北地区で実施する戦略の推進につながる事業です。
- 対象団体 3人以上の民間団体です。
- 補助金 補助対象経費の全額で、上限は10万円です。

※詳細は裏面のとおり



糸魚川市駅北まちづくり推進事業補助金

1 補助の対象となる事業等

○補助対象事業

駅北地区※1で実施する次の事業で、戦略の推進につながるものとしします。

- (1) 地域で子どもを見守り、育てることを促進する事業
- (2) 市民が市民に地産地消の良さを伝えることを促す事業
- (3) 市民の健康を促進する事業

※1 糸魚川市駅北まちづくり戦略に定める計画対象地域をいう。

○補助対象経費

消耗品費（飲食物を除く。）、備品購入費

講師謝礼金、広報動画作成費、印刷製本費、機器借上料

○その他

国、県その他の団体から助成を受けている場合は、補助対象経費から当該助成額を除きます。

2 申請に必要な書類等

○補助申請

申請書、事業計画書、収支予算書

○実績報告書

収支決算書、補助対象経費の証拠書類（受領書等の写し）

事業実施の状況がわかる写真等



市ホームページ
(本補助金制度)

3 補助金以外のいろいろ

○駅北広場キターレ

まちづくりを实践したい皆さんの活動をまちに広げるお手伝いをしてくれます！ぜひ、お問合せください！

Tel 025-556-8200(キターレ)



○ふるさと納税制度を通じた活動資金交付制度

市内のまちづくり団体に財政支援をしたいという寄付者の思いを、ふるさと納税を通じて交付する制度があります。

詳しくは市HPをご覧ください。



交付条件等

- ・対象団体 文化、芸術、福祉、スポーツ等の公益目的活動を行う団体又は地域活性化に資する活動を行う団体
- ・対象経費 対象団体の事業等に係るすべての経費
- ・交付金上限 各団体寄付金の合計金額×95%